

山梨県障害児（者）施設整備費補助金交付要綱

（目的）

- 第1 山梨県障害児（者）施設整備費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法人が設置する障害児（者）施設の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で交付することにより、円滑な施設整備を図ることを目的とするものであり、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

- 第2 この補助金は、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、営利法人等（以下、「社会福祉法人等」という。）が設置する障害児（者）施設の整備に要する経費を交付の対象とするものである。

（交付額の算定方法）

- 第3 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- （1）障害者総合支援法に基づく施設における創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合
- 平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「社福整備要綱」という。）第2の6の（1）のアにより選定した額に社福整備要綱第2の4の⑥に定める県補助率を乗じて得た額と社福整備要綱第2の6の（1）のイにより算出した額とを比較して少ない方の額
- ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、社福整備要綱第2の6の（1）のエにより算出した額
- （2）障害者総合支援法に基づく施設における整備で（1）以外の場合
- 社福整備要綱第2の6の（2）のアにより選定された額を合算した額と総事業費から 寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に社福整備要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額
- （3）児童福祉法に基づく施設の場合
- 令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」8の（4）のイにより選定した額と、その額を2で除した額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を合算した額

（交付の条件）

- 第4 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ア 建物の規模構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く）

イ 建物の用途

ウ 収容定員又は利用定員

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合には、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 8 号様式）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官の定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) (8) の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（第 6 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (10) 知事は、(8) の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適法化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

第5 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(補助事業の計画変更、中止、廃止承認申請書)

第6 補助金の交付決定後の事情等により、当該事業を変更(中止、廃止)しようとする場合は、事業内容変更(中止、廃止)申請書(第7号様式)により、知事の承認を受けなければならない。

(着工届及び完成届)

第7 障害児(者)施設の工事に着手したときは、着工届(第3号様式)を、完成したときは、完成届(第4号様式)をそれぞれすみやかに、知事に提出しなければならない。

(現地調査)

第8 知事は、補助事業に係る建設工事の中間時点及び完了時点において現地調査を実施する。その際、申請者、工事監理者、請負業者を立ち合わせるものとする。

(補助金の交付)

第9 この補助金は、事業完了後完成検査のうえ交付する。

ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

2 概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 この補助金の実績報告は、事業完了後もしくは廃止の後1か月以内又は交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日(事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から起算して1か月以内)までに事業実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

附則 この要綱は、昭和59年10月24日から施行する。

附則 (昭和62年10月6日)

この要綱は、昭和62年10月6日から施行する。

附則 (平成3年11月25日)

この要綱は、平成3年11月25日から施行する。

附則 (平成8年5月10日)

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附則 (平成11年4月1日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則 (平成11年5月31日)

この要綱は、平成11年5月31日から施行する。

附則 (平成13年7月11日)

この要綱は、平成13年7月11日から施行する。

附則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附則 （平成１７年９月２７日）

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

ただし、平成１７年３月３１日以前に交付決定のあった補助金の交付額の算定方法については、なお従前の例による。

附則 （平成１８年１月３１日）

この要綱は、平成１８年１月３１日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附則 この要綱は、平成１８年４月から施行する。

附則 （平成１９年３月２９日）

この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。

附則 この要綱は、平成１９年８月２３日から施行する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２０年２月２０日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２０年１２月１８日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２２年３月２５日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２３年７月２１日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２４年７月１１日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２５年８月７日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２６年１０月２７日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２７年９月３０日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２８年９月１４日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２９年１月１０日から施行し、平成２８年１０月１１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成２９年７月１９日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成３０年７月１０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、平成３１年３月１日から施行し、平成３１年２月７日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、令和元年７月１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、令和２年７月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、令和６年１月４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附則 （施行日）

この要綱は、令和７年３月１４日から施行し、令和６年４月１日から適用する。